予算特別委員会 日本共産党県議団 提出資料 1

東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について

平成30年4月

日本原子力発電株式会社

本資料のうち，枠囲みの内容は営業秘密の観点から公開できません。

資料４

資金調達計画

（億円）

年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総工事資金					
調達	自己資金				
	社債				
	借入金				

総工事資金の詳細内訳　（億円）

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
東海第二発電所				
（今回の変更の工事）	(13)			
東海発電所の工事				
敦賀1号機の工事				
敦賀2号機の工事				
その他の工事				
核燃料				
合計				

資金調達計画の詳細内訳　（億円）

年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総工事資金					
調達	自己資金				
	内部留保				
	手許資金増減				
	（手許資金）				
	社債				
	（発行額）				
	手取額				
	償還額				
	借入金				
	長期借入額				
	長期償還額				
	短期借入額				
	短期償還額				
	CP純増減				

資料５

東海第二発電所の電力料収入実績と計画

東海第二発電所の発生電力については，[redacted]発電所内で使用する電力を控除した全量を電力会社（以下，「受電会社」という。）に供給する契約を締結している。

電力料収入に係る受電会社との契約（以下「料金契約」という。）については，原則として事業年度毎に締結し，料金その他の供給条件を定めている。料金は，電気の供給量にかかわらず支払いを受ける基本料金と，電気の供給量に応じて支払いを受ける電力量料金から成っている。

[redacted]

東海第二発電所の受電会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針では，東海第二発電所は受電会社との「共同開発であると認められる」ため，受電会社は東海第二発電所を「安全に維持管理する費用や，将来の稼働に向けた投資に要する費用についても，自社電源同様，負担する義務があると考えられる」と整理されている。

以上のことから，今後の東海第二発電所に係る電力料収入を確保する相当の蓋然性がある。

[redacted]

資料６

資金調達の見通し

変更の工事に要する資金については，自己資金及び借入金により確保していくこととしている。変更の工事に要する資金約 1,740 億円については，以下に示す資産等の状況等により確保できる相当の蓋然性がある。

参考として，「有利子負債の返済実績」を添付１に，「経営成績実績」を添付２に，「設備資金調達実績」を添付３に示す。また，「東海第二発電所 新規制基準対応工事 資金調達に係る資金支援について」の東北電力株式会社殿と東京電力ホールディングス株式会社殿それぞれ宛の依頼文書を添付４と添付５に，「東海第二発電所 新規制基準対応工事 資金調達に係る資金支援について」の東北電力株式会社殿と東京電力ホールディングス株式会社殿それぞれからの回答文書を添付６と添付７に示す。

添付７

平成３０年３月３０日

日本原子力発電株式会社
取締役社長　村松　衛　殿

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川　智[redacted]

東海第二発電所 新規制基準対応工事
資金調達に係る資金支援について（回答）

拝復　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成３０年３月１４日付貴信「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に関する資金支援について（依頼）」によりご依頼いただいた件につきましては、貴社が所有する東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事の所要資金のうち、貴社の自己資金を超える分について、東京電力エナジーパートナーの受電比率相当分を上限に、今後貴社から十分な説明及び情報の提示がなされることを前提として、工事計画認可取得後に資金支援を行う意向があることを表明いたします。

なお、貴社がこの文書を原子力規制委員会に示すことにつきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に照らし適切な措置を貴社が講じられることを条件に承諾いたします。また、本文書は、これまでに貴社より弊社が提示された情報に基づき、本件資金支援に関する意向を表明するものであり、何ら法的拘束力のある約諾を行うものではなく、弊社における最終的な決定については、弊社内での総合的な検討結果を踏まえて判断することとなる旨、ご了解賜りますようお願い申し上げます。

敬　具